

第 2 次いのち支える鹿屋市自殺対策計画の概要

1 趣旨

市民が地域で安心して暮らすことができる「誰も自殺に追い込まれることのない鹿屋市」を目指し、関係各課・関係機関と連携して「生きることの包括的な支援」を推進する。

2 根拠法令等

自殺対策基本法、自殺総合対策大綱

3 計画期間

令和 6 年度（2024 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 6 年間

4 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において全ての市町村が共通して取り組むべきとされている「6つの基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえてまとめた「3つの重点施策」で構成する。

基本施策

- 1 自殺対策を支える人材の育成（気づき・見守りができる人材の育成）★
- 2 市民への啓発と周知 ★
- 3 ネットワークの強化
- 4 児童・生徒への支援の充実
- 5 自殺未遂者等への支援の充実
- 6 自死遺族等への支援の充実

重点施策

- 1 高齢者への対策
- 2 生活の支援が必要な方への対策（生活困窮者）
- 3 働く世代への対策（20～50 歳代、勤務・経営）★

★印は、第 2 次計画における新規施策